

件名	愛媛県生涯学習センター管理条例
主管課	生涯学習課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>愛媛県生涯学習センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 愛媛県生涯学習センターの業務</p> <p>(1) 学習情報の収集及び提供並びに学習相談に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習の指導者の養成に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習に関する学習機会の提供に関する事。</p> <p>(4) 愛媛人物博物館の運営に関する事。</p> <p>(5) 施設の提供に関する事。</p> <p>(6) その他必要な業務</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げる業務(1(4)の業務のうち教育委員会が定める業務を除く。)の実施に関する事。</p> <p>(2) センターの利用の許可に関する事。</p> <p>(3) センターの利用に係る料金(以下「利用金額」という。)の収受に関する事。</p> <p>(4) センターの利用の促進に関する事。</p> <p>(5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する事。</p> <p>(6) その他教育委員会が定める業務</p> <p>3 開館時間</p> <p>(1) 午前9時から午後5時30分まで(一部の施設は、午後10時まで)</p> <p>(2) 指定管理者は、教育委員会の承認を得て(1)の時間を変更することができる。</p> <p>4 休館日</p> <p>(1) 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、直後の休日でない日)</p> <p>(2) 指定管理者は、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。</p> <p>(3) 指定管理者は、教育委員会の承認を得て休館日を変更することができる。</p> <p>5 利用許可</p> <p>(1) 一定の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 指定管理者は、(1)の許可に条件を付することができる。</p> <p>6 利用料金</p> <p>(1) 指定管理者の収入とする。</p> <p>(2) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>7 利用料金の減免</p> <p>県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき等</p> <p>8 特別利用(センター資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等)</p> <p>(1) 特別利用をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 特別利用料は、資料1点の特別利用等1回につき、5,000円の範囲内で定める。(営利目的の場合に限り徴収し、県の収入とする。)</p> <p>9 教育委員会による管理</p> <p>指定管理者がセンターの管理を行うことができないときは、教育委員会がセンターの管理に係る業務を行う。この場合、「利用料金」は「使用料」と、「指定管理者」は「教育委員会」と読み替える。</p> <p>10 愛媛県生涯学習センター使用料条例の廃止(附則で廃止)</p>	
施行日	平成21年4月1日